

令和4年
5月13日から
施行

変わります!

自動車の積載制限

「自動車の積載の制限の見直し」等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

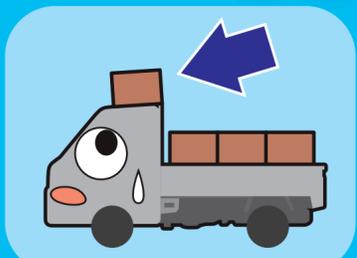


改正により、一部の制限外積載許可申請が不要になります

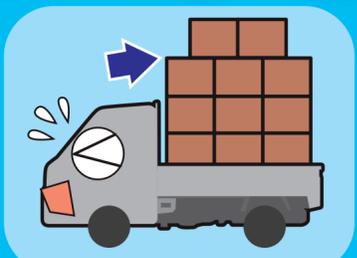
	改正令の施行前		改正令の施行後		左記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。
	長さ	幅	長さ	幅	
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの	
積載方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと	

ココは変わりません!

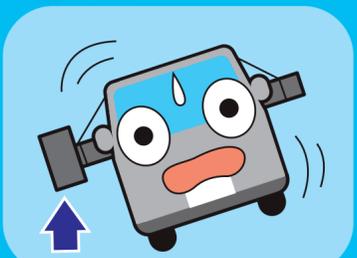
以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。



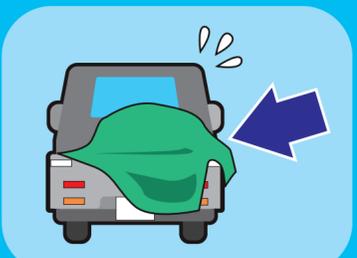
荷台や座席でないところに荷物を積んではいけません。



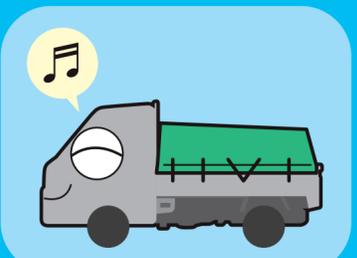
定められた積載の制限を超えて、物を積んではいけません。



運転の妨げになったり、自動車の安定が悪くなったりする積み方をしてはいけません。



方向指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯等が見えにくくなるような積み方をしてはいけません。



荷物が転落しないように、ロープやシートを使って荷物を確実に積まなければなりません。